

第 2 期 第 4 回 横浜市税制調査会

平成 26 年 12 月 22 日 (月)

午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

財政局 311 会議室

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より、「第 2 期第 4 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。</p> <p>横浜市税制調査会運営要綱第 6 条第 3 項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、〇〇委員、〇〇委員がご欠席となっておりますが、委員 4 名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、要綱第 8 条の規定により調査会の会議は公開するものとする事とされておりますが、これにかかわらず、要綱第 10 条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。</p> <p>今回は、前回までの議論を意見書にまとめておまして、最終的な修正を行っていきます。次期企業立地促進条例の内容については、公表されていない部分もありますので、あらかじめ座長から非公開のご判断を頂いております。</p> <p>それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願いたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>まず、議題 (1) ですが、第 1 回から、企業立地促進条例の評価・検証、そして、今後の方向性について議論をしていました。今回は、それらを意見書としてまとめました。それらの確認を行いたいと思います。では、資料 1 について、事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>目次をご覧くださいと今回の構成をご覧ください。はじめにとおわりにの間に 1 番目としては特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合の留意点ということで、一般論として、これで一項目を作っております。2 番目として「企業立地促進条例」による税軽減の現況と検証ということで、検証部分を切り分けて独立して第 2 章としております。第 3 章で平成 27 年度以降の「企業立地促進条例」と税軽減の検討ということで、経済局が考えている案に対しての課題を挙げているというこのような構成になっております。今回はじめにの所を少し読み上げさせていただきます。</p> <p>前段は一般論でございまして、中段以降でございまして、企業立地促進条例の検討は、本税制調査会の前身である「横浜市税制研究会」の時代から行っており、常に同条例を所管する横浜市経済局から政策の構想を聞きつつ検討を深めてきた。今回もこれまでと同様、平成 27 年度以降に向けて策定されつつあった構想の説明を受けた。ただし、今回の検討においては、平成 27 年度以降に向けた政策について方向性のみが提示され、本税制調査会としては、いわばたたき台の中で議論を行うこととなった。本意見書は、今後横浜市が次期条例の内容について検討していくのに当たって解決すべき課税自主権活用上の諸課題について明らかにしたものである。ということで、本意見書の位置づけを明記しております。</p>

また、本来、税制調査会においては、施策の内容について十分な検討を行い、税の軽減措置をどうすべきかなど、次期条例に向けた税制案を提示することが使命であると考えている。しかし、今回の検討では平成27年度以降の税軽減をどうすべきか、本税制調査会として意見をとりまとめることが叶わなかった。

税の専門家である税制調査会としては、租税が個人であれ法人であれ横浜市民の金銭負担になるだけに、十分な熟慮と慎重な姿勢が常に求められる。横浜市域の経済活性化や企業誘致がきわめて重要であり、現下の政治・経済情勢からしても必要不可欠な政策であることは疑う余地はない。しかし税に関しては、政策的な活用、すなわち「政策税制」と呼ばれる課税が納税者間の公平性を歪めてまで行うものである以上、政策の効果が明確に示され、しっかりと議論を行った上で、税制調査会として意見を取りまとめるべきと考えており、それができなかったことは非常に残念である。と、このように記載してございます。

次のページお捲りいただきまして、5ページですが、特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合の留意点ですが、これは普段からご覧のとおりですので、説明は割愛させていただきますが、この章の最終ページ、8ページをご覧ください。まとめを書かせていただいております。以上、9点の留意点を挙げたが、このうち特に「施策の重要性」と「効果の視点」の2点については重要となる。

繰り返しになるが、「施策の重要性」については、税は政策目的実現のための財源確保手段の一つであり、課税自主権の活用を考える前に、ある政策課題に対してどのような施策が行われるかということが重要であり、施策の重要性や施策の目的・内容が明確でなければ、税の議論に入れないものである。

また、「効果の視点」についても、税制措置を講じることによって、特定施策の目的が達成されるかどうかを見込むとともに、その効果を検証する必要がある、事前の検証はもちろん、事後においても、効果の検証を怠ってはならないものである。ということで、二つの視点が大事であるという事をここで明記してあります。

それでは、続きまして、9ページの「企業立地促進条例」による税軽減の現況と検証の所ですが、これまでに経済局から示された資料をそのまま掲載する形で作成してございます。中には委員の皆様から頂いた意見というものも間に入れ込むように作ってございます。例えば、10ページで言えば、下の所、認定実績からは、認定件数の減少傾向は認められるものの、みなとみらいなどを中心に認定企業が進出してきている状況が確認できる。その他、委員からは、「他自治体と比べて支援が手厚い中で、認定実績の合計が56件、24件、12件と半減していく傾向にある。」や「各自治体いろいろな支援策を講じており、横浜市だけでなく、各市の認定実績の数字を比べてみる必要がある。」などの指摘があった。ということを掲載してございます。

続いて、11ページの委員の皆様からのご意見の引用としましては、市民雇用の増大の所で、「確かに雇用者数は約28,000人増えているが、25年のうち横浜市民の数字を見ると、市外から通っている従業員が多いという印象を受けるがどうか。」や「雇用者数に正規と非正規の両方が入っているが、非正規の増は目的としているのか。」などの指摘があった。それからその下、市内企業の事業機会の拡大についてですが、「建設は市内の発注が90%で非常に高いが、事業活動は18.9%となっているが、どのように評価するのか。例えば、認定事業者でない企業の数値と比較できないか。」や「仮に認定事業者との発注状況の比較が難しい場合、評価に当たって、企業自体の体力や潜在的な企業の成長性、例えば、売上高が上がったとか、研究所が横浜市に来たことによって特許数が増えたなど、他の指標での評価が考えられるのではないか。」などの指摘があった。

続きまして、13ページですが、税込効果の部分になります。「税込額として、固定資産

税・都市計画税、法人市民税、事業所税を挙げているが、例えば、従業員が増えると個人市民税や地方消費税交付金が増えるなどの効果も見込まれるが、「どこまで入れるべきかは難しい。」や「支援額としては、助成金と税軽減以外にも、企業が入ってくることにより道路などの財政需要が増える部分もあると考えるがそれは入れないのか。」や「企業の進出により住民が増えれば、同時に横浜市 of 財政需要が増えると考えられるが、どこまで施策に対するコストとして入れるのかは難しい。」などの指摘があった。このようなご意見をいれてございます。

次の（３）企業立地等にかかる課税自主権を活用に対する国税の障害ですが、第３回目でご議論頂きました、法人税の部分を載せてございます。冒頭でご紹介をしておりますが、今回の企業立地促進条例に係る議論の中で、固定資産税を不均一課税により軽減したとしても、法人税において公租公課として損金算入される固定資産税が減少することにより、結果として企業の利益として課税されるため、認定事業者の手元には固定資産税の軽減相当額が満額は残らないのではないかと指摘があった。これは、地方が特定施策誘導策として課税自主権を活用し、本来あるべき公平性を犠牲にしてまで行った施策の効果が一部とはいえ、国税として徴収されることにより、打ち消されてしまっているということであり、非常に大きな問題であると考えます。現在、国は地方創生の推進を最重要課題としており、特に地方の創意と自主性の必要性を強調している。そうした中で、地方の努力の成果を国が打ち消してしまう現状は、国の政策にも矛盾しているものである。地方が課税自主権を活用して独自に行っている、企業立地促進のための租税支出という努力が 100%の効果を発揮できるよう、固定資産税の軽減相当額については利益から控除するなど、租税特別措置などにより対応すべきものと考えます。今後、企業立地促進のための政策的な税制改正を国に要望していくことなどを視野に、引き続き検討を行っていくべきであろう。というまとめとさせていただきます。

次に（４）として、これまでの政策効果と平成 27 年度以降に向けての課題として、検証を行った部分のまとめを記載した部分でございます。前段を飛ばしまして、こういった状況を踏まえた上で、本税制調査会としては、現行の企業立地促進条例について、横浜市における企業立地促進に少なくとも一定の寄与を果たしていると結論づけることとする。しかし、すべてが疑問余地なき成果を収めているとまでは、言えない。実際、税制調査会の審議を通して、次の３点に疑問符がつけられたのである。まず第１には、認定件数の減少である。第１期から第３期の間で、合計では 92 件の事業が認定されてはいるが、期を追うごとに認定件数は明らかに減少してきている。この点については、日本全体の経済の減退傾向、あるいは製造業の海外流出などの状況を踏まえた上でも、しっかり分析する必要があると考えます。認定件数の減少は、企業立地促進条例のインセンティブ効果の発揮の仕方が低下してきているのではないかと認識する必要があり、次期の企業立地促進条例の検討においても課題とすべきものと考えます。他都市の認定件数などについても、競合の中では難しい部分はあろうが、認定件数減少の理由の分析を行うためにも、積極的に情報収集を行い、効果的な支援メニューを検討することが必要である。第２には、雇用者数の増加についてである。雇用者数の増加自体は確認できたが、雇用者数のうち横浜市民がどの程度増加しているのかは把握されていなかった。市民雇用者を増やすという目的を重視するのであれば、市民雇用の増に限定した基準を作って、それを満たせば税軽減を行うなどの方法を採用することでインセンティブの強化を図ることなども可能であり、その目的に合った手法を検討すべきと考えます。第３には、市内企業の事業機会の拡大に対する評価である。市内企業の事業機会の拡大については、発注額の割合が認定企業以外との比較ができなかった。政策による効果を検証する上で、どのような指標で効果を測定するのかを定め、あら

かじめ数値を調査しておくことができ、数値による評価は容易となってくる。今後の課題として、政策目的に沿った評価基準となる指標をしっかりと定め、把握する必要がある。また、評価基準となる指標を定めた後には、認定事業者に対して報告義務を課してデータ収集を行うだけでなく、比較対象となる、認定事業者以外の事業者からのデータ収集などについても積極的に収集するよう努めるべきである。と記載してございます。

最後に第3章と致しまして、平成27年度以降の「企業立地促進条例」と税軽減の検討という部分になりますが、冒頭では、前章では、現行の企業立地促進条例について検証を行い、インセンティブ効果が十分に発揮されたかどうかを判断することは困難であるが、一定の効果は認められると結論づけた。また、効果検証の観点から、いくつかの課題も挙げた。その上で、本章では、横浜市から示された次期の企業立地促進条例の方向性について検討・確認を行う。ということで、以降、経済局が示した説明内容を記載してございます。

恐れ入りますが、17ページをご覧ください。(3)政策の妥当性と税軽減に向けて残る課題まで説明を飛ばします。以上みてきた概要が、平成27年度以降、横浜市が構想しつつある企業立地促進の政策である。これまで3期にわたって続けられてきた政策と根本的な変更はないといってよいだろう。ただそうはいっても、新たな工夫や政策効果の向上に向けた改良も行われている。例えば、その1つは、特定の地域、分野・機能に対する助成率の上乗せや、MM21・横浜駅周辺に対する上限額の上乗せについては、これまで地域や分野・機能で均一であった支援について、メリハリをつけることによって目的の達成のために、より効果的である手段を選択しようというものである。観光・MICEへの支援の導入についても、成長分野育成ビジョンにおいて、特に力を入れる分野とされているものに対して支援を導入するものである。特徴ある賃貸ビルに対する支援の再導入については、経済状況の変化に対応して支援メニューを再導入するというものとなっている。

また、いま1つこれまでと異なる点は、一部の助成金の適用期間の延長については、地方法人税の導入に対応したものである。地方法人税の導入については、本年3月に本税制調査会がまとめた意見書にも、地方の課税自主権を侵害し、地方分権に逆行しているもので、最大限に厳しい非難の声を上げたものであるが、現実問題として法令は施行されている。結果として、各企業に課される法人市民税の税額は減少することとなり、これに対応して助成額を総額でとらえ、適用期間を延長することはインセンティブ効果を維持しようというものである。このように平成27年度以降の構想は、地域と分野・機能に着目してメリハリをつけたり、経済状況の変化に対応して支援メニューを再導入するなどという内容となっている。これは、横浜市として政策的に力を入れたい地域・分野をはっきりとさせ、重点的に支援しようとするものであり、政策の方向性としては妥当である。また、現行条例の効果検証において指摘した、これまで以上に政策目的を明確化し、その政策目的に沿って支援メニューを整理し、効果的な支援手法を検討すべきという考え方にも合致しているものである。ただし、前掲の概要からも分かるように、示された方向性の範囲では、税の軽減措置については現行制度を継続するとされており、メリハリをつけた施策の具体的な内容(助成率や対象地域)がどうなっているのかや、メリハリをつけることによって政策効果がどの程度向上するのかなど、支援手法(助成金や税軽減)を検討する上で重要な論点の情報が示されていない。特に税制調査会にとって決定的なのは、横浜市から示された概要の資料では、税にかかわる情報が乏しく、税の軽減措置が企業立地に対して十分なインセンティブ効果を果たすかが判断できないことである。今後、税の軽減措置の継続について判断するのに当たっては、助成率や対象地域などの施策の具体的な内容が示されるのと併せて、既に指摘した3つの課題である、認定件数の減少の理由の分析、市民雇用の増加のための手法の検討、市内企業の事業機会の拡大について評価基準となる指標を定

	<p>めることについて十分検討し、結論を得られたい。以上が3番目の次期条例に対する意見ということになってございます。</p> <p>おわりにの所では、本意見書では、平成27年度以降に構想されている政策の重要性を認め、かつ政策の方向性が妥当であることの確認は十分に果たせた。ただし税制調査会の本来の使命である税の軽減措置をどうすべきかという課題の解明は叶わぬままとなってしまった。横浜市民の金銭負担そのものであり、常に納税者の間で公平を保つのが必須とされる税については、そのあり方を論じるに際して、あくまでも慎重姿勢が求められるのである。横浜市と横浜市民にとって、企業立地の促進が重要な政策であることに疑問の余地はない。経済力の東京一極集中がますます顕著になる中で、自治体間の企業誘致競争は激化の一途である。特に都市間競争は厳しく、わが国のすべての都市自治体が誘致のアイデアと工夫を競い合うライバルである。海外に流出した企業が回帰する現象が見られる中で、横浜市も含め、あらゆる都市自治体には、他の自治体よりも斬新な発想で先進的な施策を打ち出すことが強く求められているのである。しかも現政権や中央官僚から聞こえてくるのは地方創生のかげ声であり、地域経済の活性化に向けた各地域の創意工夫を求める大合唱である。この大合唱が都市自治体の熾烈な競争に「油を注ぐ」のは言うまでもない。横浜市は、様々な点で優位に立っているとはいえ、この経済競争に勝ち残るために、政策の大幅な拡充が求められているのである。しかしながら租税については、政策税制の効果や他の納税者への影響を良く吟味せずに、この流行に安易に載ることは慎まねばならない。特定施策誘導策として課税自主権を活用して行う税の軽減措置は、本来あるべき税の公平を欠いてまでも政策目的の実現を図ろうとするだけに、一般的な租税のあり方を論じる以上に、さらに慎重な審議が求められる。本意見書の課題でいえば、横浜市が想定する企業立地の目標がどの程度なのか、その目標を達成するために税の軽減は必要なのか、税の軽減が必要な場合どの程度の軽減が求められるのか、政策効果の向上に向けて税の軽減にどんな工夫が求められるのか、税の軽減にいかなるメリハリをつければターゲットとする企業を特定エリアに誘導して立地させる効果を持つのか等の疑問が解消されねばならない。これらの論点に対して参考となるデータやシミュレーション結果などがあって初めて、専門家としての見解をまとめることが可能になるのである。今後、平成27年度以降の企業立地促進条例については、具体的な施策の内容や目標などが明確に示され、横浜市と市会でさまざまな検討が加えられ、熟成されてゆくことになるのだろう。その際には、本税制調査会において課題として挙げた諸点が十分な検討に基づいて解消された上で、最善の形で条例として決定されることを期待する。もちろん、今後、税の専門家の意見が必要とされることがあれば、本税制調査会はあらゆる努力を惜しまないことをお約束して、本意見書を締め括ることとしたい。としてございます。</p>
座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この意見書につきまして、皆様から何かご意見ありますでしょうか。</p>
(意見なし)	
座長	<p>はい。それでは、これで確定いたします。本日付けで横浜市にご提出させていただきます。それでは、事務局にお返しいたします。</p>
税制課長	<p>それでは、次に財政局長から挨拶があります。鈴木財政局長お願いいたします。</p>
財政局長	<p>今日が企業立地促進条例に関する議論については、最後という事で、お忙しい中4回に渡りご議論頂きまして、誠にありがとうございました。横浜市の具体的な目指すものですか、方向性のみしか示せない中にご議論を頂いたことを申し訳なく思っております。4回できっちりと方針をまとめていただいたということで、ありがたく思っております。これから企業誘致、国の地方創生の話で行くと、大都市圏から地方に行くと税をまけるとか、</p>

	<p>補助金を出すとかそのような政策が出てきた時に、そのような中で、我々は、大都市圏、東京ではないですが、東京のそばにあって、企業を誘致したいという都市はどのように動けばいいかという事は非常に難しい話であって、政策を国と地方とでやるという部分がでてくるのではないかということです。具体的にはどのようになるかまだ分かりませんが、これからどうしたらよいかというのを思った次第でございます。3年ごとに見直しがありまして、来年、ご議論を頂いた内容を議案にして市会の中で議論しながら4月から適用できるようにしていきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いたします。</p> <p>今年、いつもと違ったのは、漢字一文字の話がもう出ました。今年、「税」ということでした。後は総選挙後の首相の演説の中で、税制というのは、議会制民主主義の基盤だという事を話があったりと、税の話がクローズアップされた一年だったと思います。当然、消費税率の引上げの話もありましたので、そうなのでしょうけれども、市民の方も税の事を耳にして、聞いてもらって、考えてもらえればいいなと思います。そのことも含めて来年も頑張っていこうと思います。この度は誠にありがとうございました。</p>
税 制 課 長	<p>本日は、熱心なご議論をいただきありがとうございました。本日の調査会で議論した内容につきましては、後日、議事録を公開いたします。大変ご多忙の中ご協力をいただきましたことに、改めてお礼申し上げます。それでは、これもちまして第2期第4回税制調査会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。</p>